

別表（Ⅵ）高等学校教諭一種免許状（公民）取得希望者の単位修得方法（夜間主コース）

◎平成24～29年度入学者（※平成23年度以前入学者は取得できません。）

○免許法施行規則66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法Ⅰ	2		
体育	2	健康スポーツ a 健康スポーツ b 健康スポーツ e（水泳） 健康スポーツ f（スキーⅠ） 健康スポーツ g（スキーⅡ） 生活と健康	2	1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅡB1 英語ⅡB2	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考	
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択		
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2			
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の歴史	2			
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理	2			
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度	2			
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	6	教育課程論	2			
	・各教科の指導法		社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅱ	2 2			
	・道徳の指導法						
	・特別活動の指導法		特別活動論	1			
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒指導	2		進路指導を含む	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2			
教育実習		3	事前・事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	1 2 2	2	※1	
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2			
合単位		23		26	2	26単位必修	

○教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目				備考	
		授業科目	必修	選択必修	選択		
「法学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	20 単位	法学	2				
		国際法	2		2		
		民法Ⅰ			2	※2	
		刑法				2	
		行政法Ⅰ			2	※2	
		憲法Ⅱ				2	
		民法Ⅱ				2	
		商法Ⅰ				2	
		商法Ⅱ				2	
		民事手続法				2	
		知的財産法				2	
		労働法				2	
		社会保障法				2	
国際経済法				2			
国際取引法				2			
「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	20 単位	経済学入門	2				
		経済理論	2				
		経済学と現代			2	※2	
		国際経済と現代	2				
		経済と統計				2	
		経済史				2	
		応用ミクロ経済学			2	※2	
		経済思想史				2	
		公共政策				2	
		金融経済				2	
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	20 単位	哲学		2		} 5科目から3科目選択必修	
		倫理学		2			
		宗教学(昼間コース)		2			
		心理学Ⅰ		2			
		心理学Ⅱ		2			
要修得単位	20		10	10			

○教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		16	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて <u>16単位以上</u> 修得すること。

備考：

- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(23単位)を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教職に関する科目」のうち「教育実習Ⅰ」は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる(※1)。
- 「教科に関する科目」のうち「民法Ⅰ」、「行政法Ⅰ」、「経済学と現代」、「応用ミクロ経済学」は、いずれか2科目(4単位)を選択必修とする(※2)。
- 「教科に関する科目」のうち20単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる。
- 「教職に関する科目」のうち、別表(Ⅰ)～(Ⅵ)において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」(※「情報機器概論」を除く)及び「教科に関する科目」は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 「教科に関する科目」は、昼間コース履修の手引きの別表(Ⅵ)を併用して単位を修得することができる。